

# 所得税の控除改正と年収の壁について

令和7年度税制改正により、所得税の基礎控除、給与所得控除に関する見直しと特定親族特別控除の創設が行われました。これらの改正は令和7年12月1日に施行され、令和7年分以後の所得税について適用されます。

## ① 基礎控除の見直し

所得税の基礎控除について、合計所得金額の区分が従来の3段階から8段階となり、控除額は最大で95万円となりました。なお、住民税の基礎控除について見直しはありません。

給与等の収入金額		合計所得金額		基礎控除の額		
				令和6年分	令和7年分 令和8年分	令和9年分 以後
	2,003,999 円以下		132 万円以下		<b>95万円</b>	<b>95万円</b>
2,003,999 円超	4,751,999 円以下	132 万円超	336 万円以下	48万円	<b>88万円</b>	<b>58万円</b>
4,751,999 円超	6,655,556 円以下	336 万円超	489 万円以下		<b>68万円</b>	
6,655,556 円超	8,500,000 円以下	489 万円超	655 万円以下		<b>63万円</b>	
8,500,000 円超	25,450,000 円以下	655 万円超	2,350 万円以下		<b>58万円</b>	
25,450,000 円超	25,950,000 円以下	2,350 万円超	2,400 万円以下		48万円	48万円
25,950,000 円超	26,450,000 円以下	2,400 万円超	2,450 万円以下	32万円		
26,450,000 円超	26,950,000 円以下	2,450 万円超	2,500 万円以下	16万円		
26,950,000 円超		2,500 万円超		0円		

## ② 給与所得控除の見直し

給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられました。

給与収入		基礎控除の額	
		令和6年分	令和7年分以後
	162.5万円以下	55万円	<b>65万円</b>
162.5万円超	180万円以下	給与収入×40%-10万円	
180万円超	190万円以下	給与収入×30%+8万円	
190万円超	360万円以下		
360万円超	660万円以下	給与収入×20%+44万円	
660万円超	850万円以下	給与収入×10%+110万円	
850万円超		195万円（上限）	

## ③ 特定親族特別控除の創設

特定親族特別控除の対象者及び控除額は、次のとおりです。

### ⑤ 対象者

納税者本人と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等※で、控除対象扶養親族に該当しない人（合計所得金額58万円超123万円以下、給与収入123万円超188万円以下）

※ 配偶者及び青色事業専従者等をのぞく

特定親族の給与等の収入金額		特定親族の合計所得金額		控除額
123万円超	150万円以下	58万円超	85万円以下	<b>63万円</b>
150万円超	155万円以下	85万円超	90万円以下	61万円
155万円超	160万円以下	90万円超	95万円以下	51万円
160万円超	165万円以下	95万円超	100万円以下	41万円
165万円超	170万円以下	100万円超	105万円以下	31万円
170万円超	175万円以下	105万円超	110万円以下	21万円
175万円超	180万円以下	110万円超	115万円以下	11万円
180万円超	185万円以下	115万円超	120万円以下	6万円
185万円超	188万円以下	120万円超	123万円以下	3万円

#### ④ 所得要件の見直し

①②③の改正内容に伴い、次の合計所得金額等の金額要件が引き上げられました。

扶養親族等の区分	(給与収入) 所得要件	
	令和6年分	令和7年分以後
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	(103万円以下) 48万円以下	<b>(123万円以下) 58万円以下</b>
配偶者特別控除の対象となる配偶者	(103万円超 201万5,999円以下) 48万円超 133万円以下	<b>(123万円超 201万5,999円以下) 58万円超 133万円以下</b>
勤労学生	(130万円以下) 75万円以下	<b>(150万円以下) 85万円以下</b>

#### ⑤ 年収の壁

##### ① 103万円の壁は？

<本人の壁> 本人の給与収入が103万円超の場合、本人に所得税が課される。⇒ **「160万円超」**へ

<扶養者の壁> 子等の給与収入が103万円超の場合、子等が扶養から外れ、親等が扶養控除を受けられなくなる。⇒ **「123万円超」**へ

大学生年代の子等(19歳以上23歳未満)なら**「150万円以下」**まで満額控除可能。

##### ② 100万円の壁は？

本人の給与収入が100万円超の場合、本人に住民税が課される。⇒ **「110万円超」**へ  
※令和8年度以降から

##### ③ 150万円の壁は？

被扶養者である配偶者の年間給与収入が150万円超の場合、扶養者に適用される「配偶者特別控除」の満額控除を受けられない。⇒ **「160万円超」**へ

ご不明点等ございましたら、担当者までお問い合わせくださいませ。